

国立大学法人群馬大学動物実験安全管理規程

	平成19.	1.	1	制定		
改正	平成19.	4.	1	平成20.	4.	1
	平成20.	10.	1	平成22.	4.	1
	平成22.	11.	4	平成23.	4.	1
	平成25.	4.	1	平成26.	4.	1
	平成31.	4.	1	令和 2.	4.	1
	令和 3.	4.	1	令和 5.	4.	1
	令和 6.	4.	1			

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学（以下「本学」という。）における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管等を科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び教職員、学生その他実験に携わる者の安全確保の観点から、適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。
- (2) 「動物実験等」とは、実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 「施設等」とは、「飼養保管施設」及び「動物実験室」をいう。「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に繁殖、飼養若しくは保管する施設及び設備又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。「動物実験室」とは、実験動物に実験操作を行うあるいは実験操作のため実験動物の一時的保管（繁殖させる飼育を含まない）を行う施設及び設備をいう。
- (4) 「実験動物」とは、動物実験等のため、施設等で飼養し、又は保管する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (5) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な

責任者をいうものとし、第1号に規定する学部等の長をもって充てる。

(9) 「実験動物管理者」とは、実験動物に関する知識及び経験を有する者であって、管理者を補佐し、施設等において実験動物の管理を担当する者（教員）をいう。

(10) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(11) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(12) 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、厚生労働省及び農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本方針並びに動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月日本学術会議作成）をいう。

（基本原則）

第3条 動物実験等の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、指針等、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）の原則に基づき、適正に行わなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

4 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（組織）

第4条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認及び取り消し、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、施設等の認定及び取り消し、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検及び評価、外部の専門家による検証、情報公開その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

3 学長は、前項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、次条に規定す

る動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（動物実験委員会）

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について調査審議し、学長に報告するとともに必要な助言を行う。

- （1）動物実験計画及び施設等が動物実験等に関する法令，飼養保管基準，基本指針及び本規程に適合していることの審査
- （2）動物実験等の実施状況及び結果に関すること。
- （3）施設等の管理状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- （4）動物実験等，実験動物の適正な取扱い，法及び指針等に係る教育訓練の実施等に関すること。
- （5）自己点検及び評価，外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること。
- （6）その他動物実験等の適正な実施のため必要な事項

2 委員会は，必要に応じて実験動物管理者及び動物実験実施者に対し動物実験等の安全確保に関して報告を求め，又は指導助言することができる。

3 委員会は，安全管理に注意を要する動物実験に関連する他の委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努める。

（委員会の構成）

第6条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）医学系研究科附属生物資源センター長
- （2）医学系研究科，保健学研究科，理工学府及び生体調節研究所から推薦された動物実験に関して優れた識見を有する教員 各1人
- （3）医学系研究科及び生体調節研究所から推薦された実験動物に関して優れた識見を有する教員 各1人
- （4）共同教育学部及び情報学部から推薦された教員 各1人
- （5）遺伝子組換え実験等安全委員会から推薦された安全主任者 1人
- （6）前各号に掲げるもののほか，学長が必要と認めた者（学外者を含む。） 若干人

（委員の任期）

第7条 前条第2号，第3号，第4号及び第6号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き，第6条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

（会議）

第9条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を聴取することができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

2 委員会開催に関する資料及び議事録等は研究推進部研究推進課において保存する。

(管理者の任務)

第11条 管理者は、当該学部等における次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 実験動物の適正な管理並びに施設等の維持及び管理に関すること。
- (2) 動物実験等の適正な実施及び安全確保に関すること。
- (3) 動物実験等に携わる者の健康管理に関すること。
- (4) 事故発生時の際必要な措置を執ること。
- (5) 実験動物管理者の任命に関すること。

(実験動物管理者の任務)

第12条 実験動物管理者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 実験動物の適正な飼養及び保管に関すること。
- (2) 施設等の維持及び管理に関すること。
- (3) 事故発生時に必要な措置を執ること。

(動物実験責任者)

第13条 動物実験等を実施する場合は、動物実験計画ごとに動物実験責任者を定めなければならない。

- 2 動物実験責任者は、法及び指針等を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びに関連の知識及び技術に習熟した本学の教員とする。
- 3 動物実験責任者は、当該動物実験等の安全遂行について責任を負うものとする。
- 4 動物実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 動物実験計画の立案及び申請に関すること。
- (2) 適切な動物実験等の管理及び監督に関すること。
- (3) 実験動物の適切な飼養及び保管に関すること。
- (4) 施設等の申請、管理及び保全等に関すること。
- (5) 動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練（実験に必要な情報及び技術の提供等）の実施に関すること。
- (6) その他必要な事項の実施に関すること。

(動物実験実施者)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法及び指針等に基づく安全確保について十分に認識し、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、使用する実験動物に係る標準的な実験方法、実験に特有な機器の操作方法及び関連する実験方法の習熟に努めなければならない。

- 2 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験責任者の指示に従わなければならない。
- 3 動物実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項、法、指針等及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 動物実験等の目的に応じて麻酔薬、鎮痛薬又は鎮静薬を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めること。

- (2) 実験動物が耐えがたい痛みを伴う動物実験等の場合は、適切な時期に速やかな致死量の麻酔薬の投与等（以下「安楽死措置」という。）を行うなど実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング（以下「人道的エンドポイント」という。）を考慮すること。
- (3) 特に侵襲の激しい動物実験等の実施においては、獣医学的な方法により適切な術後管理を行うこと。
- (4) 動物実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、安楽死措置によりできる限り苦痛を与えないように配慮すること。

（飼養者）

第15条 飼養者は、実験動物の飼育保管に当たっては動物実験責任者の指示に従い、法及び指針等に基づく安全確保について十分に認識し、必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、使用する実験動物に係る標準的な飼育方法及び飼育に特有な機器の操作方法の習熟に努めなければならない。

（動物実験計画の申請及び結果報告）

第16条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書（別紙様式第1）により、所属（教員にあっては主担当を命ぜられた学部等。以下同じ。）の管理者の承認を得た後、動物実験等の開始前に学長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮し、実験動物の使用数を削減すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイントの設定を検討すること。
- (6) 動物実験等の実施期間は、5か年度を限度とすること。

2 学長は、前項の申請について委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ動物実験等を行うことはできない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更しようとするときは、改めて動物実験計画について学長の承認を得なければならない。ただし、変更の内容が次の各号に掲げる場合は、所定の様式により所属の管理者の承認を得た後、学長に報告するものとする。

(1) 動物実験責任者の変更 動物実験責任者変更届（別紙様式第5）

(2) 動物実験実施者及び飼養者の変更 動物実験実施者及び飼養者変更届（別紙様式第6）

(3) 施設等の変更 動物実験施設等変更届 (別紙様式第7)

(4) 承認された動物実験等を授業において実施する場合であって、動物実験実施者又は飼養者として承認されていない学生(大学院生を含む。)が動物実験責任者の指導のもと教育訓練を受けた上で動物実験等に従事する場合(実験従事期間は2か月以下に限る。) 動物実験及び遺伝子組換え実験学生従事届 (別紙様式A)

5 動物実験責任者は、承認された動物実験等を年度の途中で終了又は中止した場合は、動物実験結果報告書(別紙様式第4)により、使用動物数、当初の動物実験計画からの変更の有無及び成果等を、動物実験等を実施しなかった場合は、その事由を所属の管理者の承認を得た後、学長に速やかに報告しなければならない。

6 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、毎年度経過後、動物実験結果報告書(別紙様式第4)により、当初の動物実験計画からの変更の有無及び成果等について、所属の管理者の承認を得た後、学長に翌年度5月31日までに報告しなければならない。
(動物実験等の実施)

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準及び指針等を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において行うこと。

(2) 承認された動物実験計画書のとおり行うこと。

(3) 物理的又は化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる安全管理に注意を払うべき実験については、関係法令及び本学における関連する規程等に従って安全のための適切な施設や設備を使用して行うこと。

(4) 動物実験等の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、法及び指針等の趣旨に沿って行うよう努めること。

(施設等の申請)

第18条 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者(講座等主任等)は、飼養保管施設については実験動物飼養保管施設設置申請書(別紙様式第2)、動物実験室については動物実験室設置承認申請書(別紙様式第3)により、所属の管理者の承認を得た後、学長に申請し、認定を得なければならない。

2 学長は、申請された施設等について委員会の審査を経て承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者又は当該施設の管理担当者に通知する。

3 動物実験責任者は、施設等について学長の認定を得た後でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等(一時的保管を含む。)を行うことはできない。

4 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 実験動物の種類、生理、生態、習性等及び飼養又は保管数等に応じた飼育設備を有していること。

(3) 床及び内壁などの清掃及び消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛

生設備を有していること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有していること。

(5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

5 動物実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物及び血液等による汚染に対して清掃及び消毒等が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

6 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者（講座等主任等）は、施設等を廃止する場合は、所属の管理者の承認を得た後、学長に動物実験施設等廃止届（別紙様式第8）を提出するものとする。

7 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者（講座等主任等）は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

8 実験動物管理者を変更しようとするときは、実験動物管理者変更届（別紙様式第9）により所属の管理者の承認を得た後、学長に報告するものとする。

（実験動物の飼養及び保管）

第19条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

(1) 飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(2) 実験動物は、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から導入すること。

(3) 実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じること。

(4) 実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行うこと。

(5) 実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、必要な実験動物の健康管理を行うこと。

(6) 実験目的以外の傷害及び疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(7) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(8) 動物種及び動物実験等の目的に応じて、感染症の発生予防のため、実験動物の検疫・隔離、微生物モニタリングを行うこと。

3 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

(実験動物の譲渡)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養及び保管の方法並びに感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

2 輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(健康診断等)

第21条 動物実験実施者及び飼養者は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則(以下「本学安衛則」という。)に定める健康診断を受診しなければならない。

2 動物実験実施者及び飼養者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来たした場合又は重篤な病気若しくは長期療養を必要とする病気に罹患した場合は、動物実験責任者を通じて、所属の管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、前項の報告を受けたときは、本学安衛則に定める総括安全衛生管理者にその旨を報告するものとする。

(教育訓練)

第22条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、委員会による次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を年1回以上実施するものとする。

(1) 法及び指針等並びに関係法令等に関すること。

(2) 動物実験等の方法の基本的事項に関すること。

(3) 実験動物の飼養及び保管の基本的事項に関すること。

(4) 安全確保及び安全管理に関すること。

(5) 人と動物の共通感染症に関すること。

(6) その他適切な動物実験等の実施に関すること。

2 前項の教育訓練は、医学系研究科附属生物資源センターが行う前項の教育訓練と同等の教育訓練をもって替えることができる。

3 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

4 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

5 第1項又は第2項の教育訓練を2年に1回以上受講しない動物実験実施者及び飼養者は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管に従事することはできない。ただし、学外共同研究者については、申請時から2年以内に第1項の教育訓練と同等の教育訓練を受講した証明書を提出した場合はこの限りでない。

(危害防止)

第23条 管理者及び実験動物管理者は、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

(1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

(3) 毒へび等有毒動物を飼養及び保管する場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する実験動物由来の感染症及びアレルギー疾患等の罹患、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必

要な措置を講じなければならない。

- 3 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- 5 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(危険時及び事故等の措置等)

第24条 管理者及び実験動物管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時取るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に周知しなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。
- 3 動物実験実施者及び飼養者は、施設等において破損その他の事故が発生し場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、所属の管理者に報告しなければならない。
- 4 管理者は、前項の破損その他の事故が発生したときは、その状況について調査するとともに、適切な措置を講じるものとし、その状況及び講じた措置等を速やかに学長に報告しなければならない。
- 5 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。
- 6 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(自己点検及び評価並びに検証)

第25条 学長は、毎年度、委員会に、指針等への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関する自己点検及び評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況及び飼養保管状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者に、自己点検及び評価のための資料の提出を求めることができる。
- 4 学長は、自己点検及び評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施する。

(情報公開)

第26条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価、外部の専門家等による検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

- 2 公表は群馬大学のホームページ上で行い、公表する事項は委員会で決定するものとする。

(記録の保存)

第27条 学長は、次の各号に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 動物実験計画承認申請書(別紙様式第1)
- (2) 実験動物飼養保管施設設置申請書(別紙様式第2)
- (3) 動物実験室設置申請書(別紙様式第3)
- (4) 動物実験結果報告書(別紙様式第4)
- (5) 動物実験責任者変更届(別紙様式第5)
- (6) 動物実験実施者及び飼養者変更届(別紙様式第6)
- (7) 動物実験施設等変更届(別紙様式第7)
- (8) 動物実験施設等廃止届(別紙様式第8)
- (9) 実験動物管理者変更届(別紙様式第9)
- (10) 動物実験及び遺伝子組換え実験学生従事届(別紙様式A)
- (11) 委員会に関する関係書類

2 動物実験責任者は、次の各号に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 前項第1号の写及び承認書
- (2) 前項第4号から第8号までの写
- (3) 実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録
- (4) 第20条の実験動物の譲渡に関する情報の記録

3 動物実験責任者又は当該施設の管理担当者(講座等主任等)は、第1項第2号及び第3号の写及び認定書を5年間保存しなければならない。ただし、5年経過後においても当該施設等を他の動物実験責任者が引き続き使用している場合は、当該使用期間保存しなければならない。この場合において、第1項第2号及び第3号の写及び認定書は、他の動物実験責任者又は当該施設の管理担当者(講座等主任等)が保管するものとする。

(準用及び適用除外)

第28条 管理者等は、第2条第4号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

第29条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養及び保管については、本規程を適用しない。ただし、採血及び安楽死等の実験的処置が含まれる場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第30条 学長は、関連法令、飼養保管基準、指針等及び本規程を遵守していないことが判明した場合、委員会の審議を経て、直ちに当該動物実験の中止を指示し、改善命令、動物実験計画の承認及び飼養保管施設の認定を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 群馬大学動物実験委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に委嘱される第5条第2号、第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この規程施行前に、群馬大学昭和地区動物実験安全管理規程第5条及び群馬大学桐生地区動物実験安全管理規程第5条の規定に基づき承認された平成18年度に係る実験計画のうち、施行日以降平成19年3月31日までの間、動物実験等を行うものについては、第15条の規定に基づく承認があったものとみなす。
- 5 この規程施行の際現に行われている動物実験等に係る施設等については、第17条の規定は、平成19年3月31日まで適用しない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

※申請者は記入しないこと

動物実験計画承認申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

申請者 (動物実験責任者)

学部等名

職名・氏名

下記のとおり動物実験等の実施について承認を申請します。

記

申請の種類 (注1)		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 (注2)			前回の承認番号	(動)	—				
課題名											
実験の目的											
実験実施期間 (注3)		実験計画承認日 年 月 日から 年 月 日まで									
動物実験責任者 (注4)	学部等名							0			
	職名・氏名		職名	0		氏名	0				
	連絡先		内線	FAX		E-mail					
	経験年数及び直近の教育訓練受講歴 (注5)		経験年数	年	受講年月	年 月					
実験実施者・飼養者 (注6)	学内者	学内外の区分	実施等の区分	氏名	学部等名 (注7)	職名	直近の教育訓練受講歴 (注5)		経験年数	メールアドレス	
							受講年月	実施学部等	年		
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
								年月		年	
		学外者						年月		年	

使用動物	動物種	系 統	性別	使用数 (注9)	微生物学的品質	入手先 (導入機関名)	備 考 (注 10)		
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
(注8)				0					
使用動物の年度別計画	動物種	系 統	性別	年 度 別 使 用 数					備 考
				1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
				〇〇〇〇	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	
	0	0	0						
	0	0	0						
	0	0	0						
	0	0	0						
	0	0	0						
	0	0	0						
	0	0	0						
(注8)	0	0	0						
実験場所等	飼養保管施設 (建物名及び室名等)								
	動物実験室 (建物名及び室名等)								
実験計画と方法	実験の概要								
	実験方法								
	使用動物数の算出根拠								

特殊実験区分	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類： <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 (詳細は、別紙のとおり(注12)) 【毒素を使用する場合も記入すること。】						
	承認番号(注13)	実験区分		拡散防止措置区分			(詳細は、別紙のとおり(注12))
		<input type="checkbox"/> 組換え動物作成実験	<input type="checkbox"/> P1A	<input type="checkbox"/> P2A	<input type="checkbox"/> P3A		
		<input type="checkbox"/> 組換え動物使用実験	<input type="checkbox"/> P1A	<input type="checkbox"/> P2A	<input type="checkbox"/> P3A		
<input type="checkbox"/> 動物接種実験	<input type="checkbox"/> P1A	<input type="checkbox"/> P2A	<input type="checkbox"/> P3A				
	<input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験						
(注11)	<input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験等 (詳細は、別紙のとおり(注12))						
動物実験類	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究	動物実験を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。				
	<input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練		<input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。				
	<input type="checkbox"/> 3. その他		<input type="checkbox"/> 3. その他 ()				
想定される苦痛	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど、又はまったく不快感を与えないと思われる実験。						
	<input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス、又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。						
	<input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス、又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。						
	<input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐え得る限界に近い、又はそれ以上の痛みを与えると思われる実験。						
動物の苦痛軽減法、排除	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。						
	<input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。						
	<input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。(具体的薬剤名及びその経路を記入する。)						
	<input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。						
(注11)	<input type="checkbox"/> 5. その他 ()						
安楽死法	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその経路を記入する。)						
	<input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス						
	<input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法)						
	<input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由を記入する。)						
(注11)	()						
動物死体の処理方法	<input type="checkbox"/> 1. 外部業者に依託 (注：動物実験施設で処分する死体は外部業者に依頼している。)						
	<input type="checkbox"/> 2. その他 (具体的に記入)						
	()						
その他参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設及び実験室の承認状況などを記入する。)						

実験計画の変更内訳(注2)

変更・追加等の理由 (変更後の実験概要・方法・使用数等の算出根拠等)							
使用動物の変更	動物種	系統	性別	使用数		微生物学的品質	入手先(導入機関名)
				変更前	変更後		
実施期間の変更		実験計画承認日～ 年 月までを 実験計画承認日～ 年 月まで					
その他							

遺伝子組換え実験（動物接種実験）の詳細

D N A 供 与 体 及 び ク ラ ス		クラス：
遺 伝 子 名		
病原性, 伝播性, 毒 性 の 有 無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(有の場合は, 病原性, 伝播性, 毒性の特性を記入すること。)
宿 主 及 び ク ラ ス		クラス：
接 種 す る 動 物 及 び 数		
非活性化の方法		
使用動物における 物 質 の 排 泄	<input type="checkbox"/> 便 <input type="checkbox"/> 尿 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無
排泄物の処理方法 (無害化の方法)	<input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 薬品処理 (薬品名:)	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
死体の処理方法 (無害化の方法)	<input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 薬品処理 (薬品名:)	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
実験の概要・方法		
実 験 の 実 施 期 間	年 月 から 年 月 まで	
実 験 場 所 及 び 使 用 設 備 等	建 物 名 , 階 数 及 び 室 名	
	安全を確保する為 の 使 用 設 備 名	

化学発癌・重金属実験等の詳細

使用する物質名			
一頭に使用する 使用量，回数等	1回の使用量		回数
	投与方法		
使用物質の特性 (発癌性，毒性， 催 寄 性 等)			
非活性化の方法			
使用する動物種 (使 用 数)			
使用動物における 物質の排泄	<input type="checkbox"/> 便 <input type="checkbox"/> 尿 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 無
排泄物の処理方法 (無害化の方法)	<input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 薬品処理 (薬品名 :)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
死体の処理方法 (無害化の方法)	<input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 薬品処理 (薬品名 :)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
実 験 の 概 要 ・ 方 法			
実 験 の 実 施 期 間	年 月 から 年 月 まで		
実 験 場 所 及 び 使 用 設 備 等	建 物 名 ， 階 数 及 び 室 名		
	安 全 を 確 保 す る 為 の 使 用 設 備 名		